	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の25第１項）	10377	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の25第１項）	10378	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	平成23年旧措置法第68条の26第１項（償却費）	10113	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第68条の26第１項）	10114	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第68条の26第１項）	10115	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第68条の25第２項又は平成23年12月旧措置法第68条の25第１項（償却費）	10309	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の25第２項又は平成23年12月旧措置法第68条の25第１項）	10310	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の25第２項又は平成23年12月旧措置法第68条の25第１項）	10311	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）

様式第二の記載要領第四号の表植林費の損金算入の特例の項中「別表十(九)」を「別表十(七)」に改め、同表特定災害防止準備金の項中「第68条の45第１項」を「平成23年12月旧措置法第68条の45第１項」に改め、同表特別修繕準備金の項を次のように改める。

特別修繕準備金	平成23年12月旧措置法第68条の58第１項又は第９項	10199	法規別表十二(十)「９」の欄の金額（同欄の金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同表「15」の欄の金額）
	第68条の58第１項又は第９項	10379	法規別表十二(十)「９」の欄の金額（同欄の金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同表「15」の欄の金額）

様式第二の記載要領第四号の表中小連結法人等の貸倒引当金の特例の項を次のように改める。

中小連結法人等の貸倒引当金の特例	平成23年12月旧措置法第68条の59第３項	10201	法規別表十一(一の二)「８」の欄の金額
	第68条の59第３項	10380	法規別表十一(一の二)「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の項中「別表十(九)」を「別表十(七)」に改め、同表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例の項を次のように改める。

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第９条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の96第１項	10267	法規別表十四の二「26」の欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第９条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の２第３項に規定する認定特定非営利活動法人の記載があるものの合計額
	第68条の96第１項	10381	法規別表十四の二「26」の欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に措置法第66条の11の２第２項に規定する認定特定非営利活動法人等又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第４項に規定する旧認定特定非営利活動法人の記載があるものの合計額

様式第二の記載要領第四号の表社会保険診療報酬の所得計算の特例の項中「別表十(九)」を「別表十(七)」に改め、同表特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例の項を次のように改める。

特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例	平成23年12月旧措置法第68条の100第１項	10269	法規別表一の二(三)「29」の欄の金額
	第68条の100第１項	10382	法規別表一の二(三)「29」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例の項中「別表十(九)」を「別表十(七)」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、平成二十四年一月二十五日から施行する。

（経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下第三項までにおいて「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の施行日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2　新規則第二条第一号、第二号、第六十一号、第六十二号、第百六号及び第百七号の規定並びに様式第一（記載要領第四号の表中小企業者等の法人税率の特例の項、中小企業等の貸倒引当金の特例の項及び特定の医療法人の法人税率の特例の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の施行日以後に開始する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。